

医療情報化支援基金（医薬・生活衛生局）

令和4年度予算額 383.3億円(0千円) ※()内は前年度当初予算額

電子処方箋は、経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）におけるデータヘルス改革に関する様々な取組の一環として、全国的な仕組みとして令和4年度から運用を開始することが決定されている。

電子処方箋の重要な機能として、重複投薬を防止等するためにリアルタイムの処方・調剤情報を共有する機能が挙げられる。本事業はこの機能を十分に発揮するために、より多くの医療機関や薬局の参画を促す必要があることから財政支援を行うものである。

電子処方箋管理サービス導入費用の補助率

	大規模病院 (病床数200床以上)	病院 (大規模病院以外)	診療所	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月 4万回以上の薬局)	薬局 (大型チェーン薬局以外)
令和4年度 導入完了した 施設	162.2万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を 上限に、その 1/3 を補助	108.6万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を 上限に、その 1/3 を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その 1/2 を補助	9.7万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その 1/4 を補助	19.4万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を上 限に、その 1/2 を補助
令和5、6年度 導入完了した 施設	121.7万円を上限に補助 ※事業額の486.6万円を 上限に、その 1/4を補助	81.5万円を上限に補助 ※事業額の325.9万円を 上限に、その 1/4を補助	12.9万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を上 限に、その 1/3を補助	7.7万円を上限に補助 ※事業額の38.7万円を 上限に、その 1/5を補助	12.9万円を上限に補助 ※事業額38.7万円を上 限に、その 1/3を補助

<補助の対象となる事業>

- ①～③については、上記電子処方箋管理サービス導入費用の補助率による。（消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額）
- ①基本パッケージ改修費用：電子カルテシステム、レセプト電算化システム等の既存システム改修にかかる費用
 - ②接続・周辺機器費用：オンライン資格確認端末の設定作業、医師・薬剤師の資格確認のためのカードリーダー導入費用
 - ③システム適用作業費用：現地システム環境適用のための運用調査・設計、システムセットアップ、医師、運用テスト、運用立会い等